

入札説明書

宮崎県が行う物品の買入れ等に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、令和5年12月11日の公告及びこの入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、13に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和5年12月11日

2 一般競争入札に付する事項

(1) 業務件名

県営生目台東団地(1工区)住宅用火災警報器取替業務委託(以下「本業務」という。)

(2) 契約期間

契約締結日から令和6年3月25日まで

3 業務委託の仕様等

別添業務委託仕様書のとおり

4 競争入札に参加する者に必要な資格

本業務に係る入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づく競争入札参加資格者名簿に、物品に関する業種で、営業種目が一般機械器具類で、種目名が防災保安機器として登録されている者であること。
- (3) 宮崎県内に本店又は支店(営業所を含む)を有する者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (5) 宮崎県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部建築住宅課公営住宅担当

(2) 期間

令和5年12月11日から令和5年12月21日まで（閉庁日を除く。午前9時から正午、午後1時から午後5時まで）

6 入札説明書及び仕様書の交付場所等

(1) 場所

宮崎県県土整備部建築住宅課公営住宅担当

(2) 期間

令和5年12月11日から令和5年12月20日まで（閉庁日を除く。午前9時から正午、午後1時から午後5時まで）

7 入札に関する質問

(1) 質問

本件入札に関し質問がある場合は、令和5年12月14日午後5時までに、13に掲げる提出先に、電子メールにより別記様式第1号を提出すること。

（メールアドレス：kenchikujutaku@pref.miyazaki.lg.jp）

(2) 回答

令和5年12月18日午後5時までに県のホームページに掲載して行う。また、質問に対する回答は、仕様書の追加又は修正とみなす。

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

宮崎県県土整備部建築住宅課公営住宅担当

(2) 提出期限

令和5年12月20日午後5時（必着）

(3) 提出方法

持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

ア 入札書（別記様式第2号）は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『12月21日開封「県営生目台東団地（1工区）住宅用火災警報器取替業務委託」の入札書在中』を朱書きすること。

なお、送付により提出する場合は上述の封筒を別の封筒に入れ、当該外封筒の封皮

に『12月21日開封「県営生目台東団地（1工区）住宅用火災警報器取替業務委託」の入札書在中』と朱書きすること。

イ 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をすること。

ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

ウ 代理人が入札を行う場合は、委任状（別記様式第3号）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印をしておくこと。

(4) 競争入札参加者が連合する又は不穏な挙動をするなどにより、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し又は取り消す。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

宮崎県庁防災庁舎 共用会議室8-3 宮崎市橘通東2丁目10番1号

(2) 日時

令和5年12月21日（木）午前10時00分

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2箇年度の間に国若しくは地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき（過去2箇年度の実績に関しては本件入札の落札者に提出を求める。）

11 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効となる入札をした者は、再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

12 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札には、原則として競争入札参加者又はその代理人が立ち会わなければならない。競争入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (4) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度入札を行う。再度入札の回数は、2回までとする。
- (5) 再度入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定により最低額の入札者と随意契約を行う。

13 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県県土整備部建築住宅課公営住宅担当